

地域社会における今日的課題の解決を目指す先駆的・試行的取組等へ補助を実施する。

市民の自由な社会貢献活動を促進するため、「特定非営利活動促進法」(平成10年法律第7号)に基づき、特定非営利活動法人の認証・監督などを引き続き行う。また、内閣府NPOホームページなどで、市民活動に関する情報の提供などを行う。

また、国立・国定公園の利用の適正化のため、自然公園指導員の研修を実施し、利用者指導の充実を図るとともに、地方環境事務所等においてパークボランティアを養成し、その活動に対する支援を国立公園等で実施する。

## 4 生活環境

### (1) 安定したゆとりある住生活の確保

「住生活基本計画(全国計画)」(平成18年9月閣議決定)に掲げた目標〔1〕良質な住宅ストックの形成及び将来世代への承継、〔2〕良好な居住環境の形成、〔3〕多様な居住ニーズが適切に実現される住宅市場の環境整備、〔4〕住宅の確保に特に配慮を要する者の居住の安定の確保)を達成するため、必要な施策を着実に推進する。

### ア 良質な住宅の供給促進

#### (ア) 持家の計画的な取得・改善努力への援助等の推進

良質な持家の取得・改善を促進するため、勤労者財産形成住宅貯蓄、独立行政法人住宅金融支援機構の証券化支援事業並びに勤労者財産形成持家融資を行う。また、住宅ローン減税制度の適用期限を延長するとともに、最大控除可能額の過去最高水準までの引上げや、個人住民税からの控除制度を導入する。

#### (イ) 良質な民間賃貸住宅の供給促進のための支援制度の活用等

良質な民間賃貸住宅の供給促進のため、地域優良賃貸住宅制度により、民間の土地所有者等が供給する、高齢者の身体機能の低下に配慮した設備・仕様を備えた賃貸住宅に対して整備費の助成、地方公共団体による家賃減額の支援等を行うとともに、住宅金融支援機構において高齢者世帯向け優良賃貸住宅融資を実施する。

#### (ウ) 公共賃貸住宅の適切な供給

老朽化した公共賃貸住宅については、計画的な建て替え・改善を推進する。

#### (エ) 住宅市場の環境整備

引き続き、既存住宅流通市場、住宅リフォーム市場等の環境整備を図る。

また、消費者が安心してリフォーム事業者を選択し、適切な工事を実施できるよう、リフォームに係る技術的知見の提供や適正性の判断基準の検討、地域における専門家派遣の活動に対する支援等の環境整備を図る。

### イ 多様な居住形態への対応

#### (ア) 持家における同居等のニーズへの対応

住宅金融支援機構において、親族居住用住宅を証券化支援事業の対象とするとともに、親子が債務を継承して返済する親子リレー返済(承継償還制度)を実施する。

#### (イ) 高齢者の民間賃貸住宅への入居の円滑化

高齢者居住法に基づく、高齢者の入居を拒まない賃貸住宅の登録・閲覧制度により、高齢者に対する情報提供体制を整備するとともに、高齢者居住支援センターにおいて、登録された賃貸住宅(登録住宅)に入居する高齢者世帯に対

する家賃債務保証制度を行う。なお、平成21年度から当該家賃債務保証制度について家賃滞納に係る債務保証の対象月数を6ヶ月から12ヶ月に延長する。

また、地方公共団体、NPO・社会福祉法人、関係団体等が連携して、高齢者等に対する居住支援等を行うあんしん賃貸支援事業により、高齢者等の入居の円滑化と安心できる賃貸借関係の構築を支援する。

#### (ウ) 高齢者のニーズに対応した公共賃貸住宅の供給

公営住宅については、老人世帯向公営住宅の供給を行うとともに、60歳以上の者の単身入居を認める。また、引き続き高齢者世帯の入居収入基準を地方公共団体の裁量で一定額まで引き上げる。

都市再生機構賃貸住宅においては、高齢者同居世帯等に対する入居又は住宅変更における優遇措置を行う。

#### (エ) 高齢者の高齢期に適した住宅への住み替え支援

高齢者等の所有する戸建て住宅等を、広い住宅を必要とする子育て世帯等へ賃貸することを円滑化する高齢者等の住み替え支援制度について、平成18年度から20年度にかけてのモデル事業の成果を広く提供し、同制度の一層の普及を図る。

また、同制度を活用して住み替え先住宅を取得する費用について、住宅金融支援機構の証券化支援事業における民間住宅ローンの買取要件の緩和を行う。

### ウ 自立や介護に配慮した住宅の整備

#### (ア) 高齢者の自立や介護に配慮した住宅の建設及び改造の促進

「高齢者が居住する住宅の設計に係る指針」（平成13年国土交通省告示第1301号）の普及など住宅のバリアフリー化施策を積極的に展開する。

また、高齢者居住法に基づき、高齢者向けのバリアフリー化された優良な賃貸住宅の供給の促進を図る。

さらに、住宅のバリアフリー改修の促進を図るため、高齢者等が居住する住宅において一定のバリアフリー改修工事を行った場合に、所得税を軽減する特例措置の適用期限を5年延長する。

住宅金融支援機構においては、高齢者自らが行う住宅のバリアフリーリフォームについて高齢者向け返済特例制度を適用した融資等を実施する。また、証券化支援事業において、バリアフリー等の性能が特に高い住宅に係る金利引下げを行う優良住宅取得支援制度について、金利優遇期間を10年間に延長する。さらに、住宅融資保険制度を活用し、民間金融機関が提供する住宅改良等資金に係るリバースモーゲージの推進を支援する。

#### (イ) 公共賃貸住宅

公共賃貸住宅においては、バリアフリー化を推進するため、新たに供給するすべての公営住宅、改良住宅及び都市再生機構賃貸住宅について、段差の解消等一定の高齢化に対応した仕様により建設する。

この際、公営住宅、改良住宅の整備においては、中層住宅におけるエレベーター設置等の高齢者向けの設計・設備によって増加する工事費について助成を行う。都市再生機構賃貸住宅に

においても、中層住宅の供給においてはエレベーター設置を標準とする。

### (ウ) 住宅と福祉の施策の連携強化

平成21年1月に高齢者居住法の一部を改正する法律案を国会へ提出し、国土交通省所管の法律を厚生労働省との共管法に改め、国土交通大臣と厚生労働大臣が共同して基本方針を策定することとしている。さらに、都道府県において、高齢者の居住の安定確保のための計画を定めることができることとしている。これらにより、生活支援・介護サービスが提供される高齢者向けの賃貸住宅の供給を促進し、高齢者のニーズに応じたより適切な住まいの提供を実施していく。

また、市町村の総合的な高齢者住宅施策の下、シルバーハウジング・プロジェクト事業を実施するとともに、公営住宅等においてライフサポートアドバイザー等のサービス提供の拠点となる高齢者生活相談所の整備を促進する。

さらに、一定の要件を満たし都道府県知事に届け出た高齢者専用賃貸住宅を介護保険法の特定施設として取り扱い、特に一定の人員基準等を満たした場合には特定施設入居者生活介護の指定を受けられることとして、住宅と福祉の施策の連携を図る。

## (2) ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりの総合的推進

### ア 高齢者に配慮したまちづくりの総合的推進

高齢者等すべての人が安全・安心に生活し、社会参加できるよう、高齢者に配慮したまちづくりを総合的に推進するため、バリアフリー環境整備促進事業を実施する。

商店街において大きな課題となっている空き店舗の解消・活用と、高齢化社会への対応を図

るため、商店街の空き店舗を活用して、高齢者交流拠点等の機能を担うコミュニティ施設を設置・運営する事業への支援を行う。

また、バリアフリー型カラー舗装等、高齢者等に配慮した商店街整備事業に対しても支援を行う。

### イ 公共交通機関のバリアフリー化、歩行空間の形成、道路交通環境の整備

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(平成18年法律第91号。以下「バリアフリー新法」という。)に基づき、公共交通事業者等による旅客施設や車両等のバリアフリー化の取組を推進する。

鉄道駅、バスターミナル、旅客船ターミナル、航空旅客ターミナルにおけるエレベーター、バリアフリー施設の整備については、補助を行うとともに、鉄道駅におけるエレベーターの設置について、税制上の特例措置を講じる。

同様に、ノンステップバス、低床型路面電車等の車両の導入に対しては、補助及び日本政策金融公庫による融資を行うほか、ノンステップバス、リフト付バス、低床型路面電車、移動等円滑化基準に適合する客席数60席以上の航空機の導入について、税制上の特例措置を講じる。

高齢歩行者等の安全を確保するため、①幅の広い歩道の整備、②歩道の段差解消・勾配等の改善、③上下移動の負担を軽減するためのスロープや立体横断施設へのエレベーターの設置、④歩行者用案内標識の設置、⑤歩行者等を優先する道路構造の整備、⑥自転車道等の設置による歩行者と自転車交通の分離、⑦生活道路における通過交通の進入及び速度の抑制並びに幹線道路における交通流の円滑化を図るための信号機、道路標識、道路構造等の重点的整備、

⑧バリアフリー対応型信号機の整備、⑨歩車分離式信号の運用、⑩携帯端末を用いて安全な通行に必要な情報提供及び信号機の青時間の延長を行う歩行者等支援情報通信システム（PICS）の整備、⑪信号灯器のLED（発光ダイオード）化を推進する。

また、「生活道路事故抑止対策マニュアル」を活用するなどして、路側帯の拡幅による歩行者通行環境の整備、車道の中央線抹消による車両の走行速度の抑制対策等を実施する。

積雪や凍結に対し、鉄道駅周辺や中心市街地等特に安全で快適な歩行空間の確保が必要などころにおいて、歩道除雪の充実、消融雪施設等の冬期バリアフリー対策を推進する。

高齢者が安心して自動車を運転し外出できるよう、ゆとりある道路構造の確保や視環境の向上、疲労運転の防止等を図るため、生活道路における交通規制の見直し、付加車線「ゆずりあい車線」の整備、道路照明の増設、道路標識の高輝度化・大型化、道路標示の高輝度化、信号灯器のLED化、「道の駅」等の簡易パーキングエリアの整備等、道路交通環境の整備を推進する。

「心のバリアフリー」社会を実現し、ハード面のみならずソフト面も含む総合的なバリアフリー化を実現するため、高齢者等の介助体験・疑似体験等を内容とする「バリアフリー教室」の開催等ソフト面での取組を推進する。

## ウ 建築物・公共施設等の改善

バリアフリー新法に基づき、建築物のバリアフリー化を引き続き推進するとともに、同法に基づく認定を受けた優良な建築物（認定特定建築物）のうち一定のものの整備に対して支援措置を講じることにより、高齢者・障害者等が円滑に移動等できる建築物の建築を促進する。

窓口業務を行う官署が入居する官庁施設について、高齢者等すべての人が円滑かつ快適に施設を利用できるよう、窓口業務を行う事務室の出入口の自動ドア化、多機能トイレの設置等による高度なバリアフリー化を目指した整備を推進する。また、既存施設について、自動ドア、エレベーター等の改修を積極的に実施する。

都市公園については、バリアフリー新法に基づき、高齢者や障害者を含むすべての人々が快適に活動できるよう、主要な園路の段差の解消、車いすでも利用可能な駐車場やトイレの設置など、公園施設のバリアフリー化を推進する。また、平成21年度から創設される「都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業」の活用によって、高齢者をはじめ誰もが安全で安心して利用できる都市公園の整備を推進する。

## エ 福祉施策との連携

大規模な公共賃貸住宅の建て替えに際して社会福祉施設等を原則として併設するとともに、公共賃貸住宅団地等を地域の福祉拠点として再整備する安心住空間創出プロジェクトを推進する。このため、平成21年度予算において、高齢者居住安定化緊急促進事業を創設するとともに、地域住宅交付金の拡充により支援を行うこととしている。また、高齢者等が利用する社会福祉施設を中心市街地等の利用しやすい場所に適正に配置するため、市街地再開発事業等において社会福祉施設等を一体的に整備する場合、補助の上乗せを行う。

農山漁村においては、ほ場整備等による福祉施設の用地の創出と農園等との整備を一体的に行う。

### (3) 交通安全の確保と犯罪、災害等からの保護

#### ア 交通安全の確保

交通事故死者数のうち、高齢者の占める割合はほぼ半数となっており、今後、高齢化が更に進むことを踏まえると、高齢者の交通安全対策は重点的に取り組むべき課題である。

高齢者にとって、安全で安心な交通社会の形成を図るため、平成18年3月に中央交通安全対策会議で決定した「第8次交通安全基本計画」

(計画期間：18～22年度)等に基づき、①人優先の安全・安心な歩行空間の整備、②参加・体験・実践型の交通安全教育(世代間交流事業等)、③シルバーリーダー(高齢者交通安全指導員)を対象とした交通安全教育、④高齢運転者対策等の交通安全対策を推進する。

なお、高齢運転者対策として、運転免許証の更新期間が満了する日における年齢が75歳以上の者については、運転免許証の更新期間が満了する日前6月以内に、講習予備検査(認知機能検査)を受けなければならないこととする「道路交通法の一部を改正する法律」(平成19年法律第90号)が21年6月に施行されることから、講習予備検査を円滑に実施するとともに、講習予備検査の結果に基づいた高齢者講習の充実を図ることとしている。

#### イ 犯罪、人権侵害、悪質商法等からの保護

高齢者が犯罪や事故に遭わないよう、交番、駐在所の警察官を中心に、巡回連絡等を通じて高齢者宅を訪問し、困りごとや要望、意見等を把握するとともに、必要に応じて関係機関や親族への連絡を行うほか、認知症等によってはいかいする高齢者を発見、保護する体制づくりを関係機関等と協力して推進する。

また、高齢者の被害が多いいわゆるオレオレ詐欺や還付金等詐欺を始めとする振り込め詐

欺・恐喝については、あらゆる法令を活用するなどして、その取締活動を強化するとともに、高齢者等の被害者層に焦点を絞った広報啓発活動や、関係機関・団体と連携した官民一体となった予防活動に努める。

さらに、高齢者を対象とする悪質商法等の取締りを推進するとともに、悪質商法等からの被害防止に関する広報・啓発、防犯教室の開催及び悪質商法等に関する相談活動を行う。

地域の見守り力を高める動きを支援するため、消費生活相談の現場でキャッチした警戒を要すると思われる悪質商法、事故情報、防犯・防災等の情報を、日頃から高齢者等に接している周りの人々等へ迅速に届けるため、引き続き、メールマガジン「見守り新鮮情報」を発行する。

また、消費者問題に対する啓発と対処策の学習を促進するために、引き続き、高齢者や民生委員・ヘルパーなど的高齢者等の周りの人々向けに「消費者問題出前講座」を全国各地の公民館等で実施する。

この他、悪質商法による被害を防止するため、啓発リーフレットの発行、高齢者のアクセシビリティを確保したホームページによる情報提供等を実施する。

また、平成18年4月1日から施行された「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者の支援に関する法律」の施行に当たり、養介護施設等の従事者による虐待及び養介護者による虐待の状況については、20年度に引き続き必要な調査・研究等を実施することにより、各都道府県・市町村における対応状況の把握に努めつつ、高齢者に対する虐待の防止等の取組が推進されるよう必要な支援を行っていく。

なお、支援を必要とする高齢者の実態把握や虐待への対応など、高齢者の権利擁護や総合相

談窓口の業務を円滑に行うことができるよう、各市町村に設置された「地域包括支援センター」の職員に対する研修については、引き続き実施することとしている。

また、国民生活センターでは、前年度に引き続き、多発する高齢消費者被害の拡大防止を目的として、首都圏内8自治体・3団体と共同で、特別相談を実施する。

法務局・地方法務局の常設の人権相談所等において、高齢者の人権相談に応じるとともに、家庭や高齢者施設等における虐待等、高齢者を被害者とする人権侵害の疑いのある事案を認知した場合には、人権侵害事件として調査を開始し、その結果、人権侵害の事実が認められた場合には、その排除や再発防止のための事案に応じた適切な措置を講じるなどして、被害の救済及び人権尊重思想の普及高揚に努める。平成21年度においても、引き続き高齢者施設等の社会福祉施設において入所者及び家族が気軽に相談できるよう、特設の人権相談所を開設するほか、新たに全国一斉の「高齢者・障害者の人権あんしん相談」強化週間を設け、相談窓口の開設時間を延長するとともに、休日も相談に応じるなど人権相談体制の更なる強化を図る予定である。

## ウ 防災施策の推進

病院、老人ホーム等の災害時要援護者関連施設を守る土砂災害防止施設の重点的な整備、激甚な水害、土砂災害を受けた場合の再度災害防止等を引き続き図る。また、高齢者等災害時要援護者を津波、高潮等の海岸災害から守るため、安全情報伝達施設の整備や既存施設のバリアフリー化を推進する。さらに、災害時における高齢者等災害時要援護者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、「水防法」（昭和24年法律第

193号）及び「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成12年法律第57号、一部改正 平成17年法律第37号）に基づき、浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内の高齢者等災害時要援護者が利用する施設への洪水予報等又は土砂災害警戒情報等の伝達方法を定めることを進める。また、土砂災害防止基本指針に基づき災害時要援護者の避難支援体制の強化を図るとともに、「土砂災害警戒避難ガイドライン（平成19年4月）（国土交通省砂防部）」により市町村の警戒避難体制の整備が円滑に行えるように引き続き支援を行っていく。

高齢者を中心に増加する住宅火災による死者数の大幅な低減を図るため、春・秋の全国火災予防運動を通じて「高齢者等の災害時要援護者の把握とその安全対策に重点を置いた死者発生防止対策の推進」等を重点項目として、地域が一体となって高齢者等の災害時要援護者に対し、住宅用火災警報器等の早期設置や防災品の普及促進を含めた総合的な住宅防火対策を推進する。

また、高齢者等の社会福祉施設の多様化・複合化の状況に対応するため、関係部局間で情報共有を行い、建物の利用実態を把握し、必要な防火安全対策を講じるための措置を推進する。

「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」に沿った市町村の取組を推進するため、災害時要援護者の避難支援対策の概要や具体的な取組方法等について周知を図り、避難支援プラン全体計画の策定等を促進する。

また、地震、津波、高潮等の災害発生時において、居住者や漁港就労者、来訪者の安全を確保する等の観点から、「災害に強い漁業地域づくりガイドライン」の普及を図り、防災力の強化を図る。

そのほか、山地災害からの生命の安全を確保するため、病院、社会福祉施設等の災害時要援護者関連施設が隣接している山地災害危険地区等について、治山施設の設置や荒廃した森林の整備等を計画的に実施する。

#### (4) 快適で活力に満ちた生活環境の形成

##### ア 快適な都市環境の形成

誰もが身近に自然とふれあえる快適な環境の形成を図るため、歩いて行ける範囲の公園の整備など、都市公園等の計画的な整備を行う。また、良好な水辺空間の整備を行うことにより、河川、海岸等は、高齢者にとって憩いと交流の場として重要な役割を果たしている。

##### イ 活力ある農山漁村の形成

###### (ア) 高齢者の能力発揮のための条件整備

「食料・農業・農村基本法」(平成11年法律第106号)に基づき策定された「食料・農業・農村基本計画」(平成17年3月閣議決定)を踏まえ、意欲のある高齢農業者が、その意識と技能をいかしつつ、健康でいきいきと活動できるよう、高齢者グループの経験や技術の活用、健康管理活動等の支援を総合的に実施する。また、都市住民との交流及び農地や農業用水など地域資源の保全管理等を促進するとともに、高齢者活動支援施設等の整備を実施する。

加えて、「森林・林業基本法」(昭和36年法律第161号)に基づき策定された「森林・林業基本計画」(平成18年9月閣議決定)を踏まえ、高齢林業者の技術の伝承、豊かな社会経験に基づく知恵の活用に向けた支援を行うこと等により、高齢者の活動を促進する。

さらに、「水産基本法」(平成13年法律第89号)に基づき策定された「水産基本計画」(平成19年3月閣議決定)を踏まえ、高齢者に配慮

した施設整備を推進しつつ、高齢者の技術と能力を生かした水産関係活動の促進を図る。

###### (イ) 新たな担い手の定着及び育成確保の推進

地域の次代を担う若年層の定着化を図るため、地域の基幹産業の振興、多様な就業機会の確保に取り組む。

また、新たな担い手の育成確保を図るため、啓発活動、就業相談、研修等を実施するとともに、農業・林業・水産業に新たに就業する際の準備資金や研修資金の貸付けを行う。

###### (ウ) 生活環境の整備の推進

農山漁村の健全な発展と活性化を図るため、農山漁村地域の農林水産業生産基盤と生活環境の一体的・総合的な整備を推進し、都市にも開かれた美しくゆとりある農山漁村空間の創出を図る。

また、高齢者が安心して活動し、暮らせるよう、農山漁村における農業施設等のバリアフリー化等の整備、農村地域の女性グループ等が行う生活支援等の助け合い活動を充実させるための人材養成活動を推進する。

さらに、高齢者による農作業中の事故が多くなっている実態を踏まえ、高齢者が安全に作業できるよう、事故実態の詳細な調査・分析、安全意識の啓発等を行う。

そのほか、漁村の生活環境、交流、情報通信等の社会基盤を地域特性に応じて整備する。

## 5 調査研究等の推進

### (1) 各種の調査研究等の推進

#### ア 高齢者に特有の疾病及び健康増進に関する調査研究等

高齢者は認知症、悪性新生物(がん)等の様々な疾患にかかりやすい。従って高齢者の介護予